

【良くわかる 行政法】(前期・木曜日 7 時限)

鈕持 麻衣

講義のねらい

この講座では、行政法の基本となる考え方や概念、重要判例などを学んでいきます。公務員試験や行政書士試験などの各種試験を受けようと考えている学生を対象としています。法学部以外の学生には、行政法の基本的な内容の習得に、すでに行政法を学んだことのある学生にも、後期に開講される試験対策講座に向けた総復習になるよう、全 14 回の授業で行政法総論と行政救済法の両方を扱います。

講義の内容・授業スケジュール

レジュメを配布し、講義形式で授業を進めます。ただ知識を詰め込むのではなく、具体的な事例や法律、ニュースなどを活用し、私たちの生活に身近な法分野として捉えてもらいながら、学んでいきたいと思えます。六法を毎回持参する必要はありませんが、授業内容によっては必要な法律の条文を指示することがあるので、六法を持参するか、インターネット (e-Gov 法令検索など) から印刷してきてください。

- 1 行政法とは：行政法の基本構造、法律による行政の原理など
- 2 " ：行政組織法
- 3 行政法総論：行政行為①
- 4 " ：行政行為②、行政指導
- 5 " ：行政裁量、行政基準
- 6 " ：行政契約、行政計画、行政調査
- 7 " ：行政手続法
- 8 " ：行政上の義務履行確保、行政罰
- 9 " ：情報公開法、個人情報保護法
- 10 行政救済法：行政上の救済手続①
- 11 " ：行政上の救済手続②、行政事件訴訟法概観
- 12 " ：取消訴訟、取消訴訟以外の抗告訴訟
- 13 " ：当事者訴訟、国家賠償法①
- 14 " ：国家賠償法②、損失補償

教科書等

- ・基本書、参考書、判例集等は、学部の授業等で使っているもので構いません。
(授業では、櫻井敬子+橋本博之『行政法 [第 6 版]』(弘文堂、2019 年) をベースに、レジュメの作成・説明を行います。)
- ・回によっては、六法 (または e-Gov 法令検索等から全文印刷したもの) を持参するよう指示することがあります。